

子ども・子育て支援新制度

平成26年11月1日発行

平成26年 第4号

子育て推進課

☎229-3390 FAX 229-3451

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

地域型保育事業

新制度では、幼稚園・保育所・認定こども園の「教育・保育施設」とともに、待機児童の解消や地域の多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため「地域型保育事業」が始まります。

地域型保育事業は、保育の需要に対して提供体制が不足している場合に、事業者からの申請を受けて津市が認可するもので、小規模保育・家庭的

保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の4タイプに分けられます。保育が必要な子どもの家庭の状況に合わせて、保育所や認定こども園以外の保育事業として選択・利用できます。

※地域型保育事業の実施を検討している事業者は、子育て推進課(☎229-3390)へお問い合わせください。

地域型保育事業の種類

利用定員・対象者など

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育		居宅訪問型
	A型	B型	C型				
利用定員	6～19人	6～19人	6～10人	5人以下	19人以下	20人以上	1人
保育をする人	保育士	保育士、 研修を受けた者	家庭的保育者	家庭的保育者、 家庭的保育補助者	小規模保育A型 またはB型と同様	保育士	家庭的保育者
利用対象者	0～2歳までの保育を必要とする子ども(支給認定区分は3号認定) ※3歳を迎えた卒園後は連携施設へ転園						下記「居宅訪問型保育」を参照
給食	原則、施設内で調理(ただし、連携施設などからの搬入は可能)						———
利用者負担額 (保育料)	検討中(保育所、認定こども園の保育料と同じ基準)						

※連携施設とは、保育内容の支援や、卒園した後の受け皿として安定した保育環境を提供するため、地域型保育事業とあらかじめ協定を結んだ教育・保育施設です。

◆小規模保育、家庭的保育

事業の種類に応じて、保育所よりも小規模または家庭的な環境で保育を行います。

◆事業所内保育

企業が、従業員の子どもを対象として事業所内や近隣地などに設置した保育施設で、従業員の子どもに加え、それ以外の保育が必要な地域の子

どもを一定割合受け入れて一緒に保育します。

◆居宅訪問型保育

0～2歳までの保育を必要とする子どもで、障がいや疾病等があり、個別ケアが必要な子どもや、一人親家庭で夜間の勤務がある保護者の子どもなど、集団保育がとても難しいと認められる場合に、保護者の自宅に訪問して保育を行います。

地域型保育事業の申し込み方法

保育所と同様に、支給認定申請と利用申し込みが必要です。市の利用調整を経て、利用可能となった後に、地域型保育事業者と直接契約してください。

い。支給認定申請と利用申し込み方法は、広報津10月1日号の折り込み紙「子ども・子育て支援新制度第3号」の「保育所の利用」をご覧ください。

来年4月開園予定の 地域型保育事業(事業所内保育所)

施設名	ところ	問い合わせ
つまちなか保育園(仮)	大門7-15(津センターパレス内)	洗心福祉会 ☎222-7600

※施設整備後、地域型保育事業の認可申請を経て来年4月から開園予定